

令和6年度あおもりオープンイノベーション共創プログラム推進業務 委託仕様書

1 業務名

令和6年度あおもりオープンイノベーション共創プログラム推進業務

2 業務の目的

本業務では、青森県内産業全体の持続的な発展及び活性化につなげるため、県内企業が社内で解決できない課題等について、先進的な技術・ノウハウ・資源を持つ県外企業等とのマッチングによる事業共創への具体的な取組を推進するとともに、支援機関のネットワークを通じて多重的に支援することで、青森県内におけるオープンイノベーション創出を図るものである。

3 契約期間

契約日から令和7年3月21日（金）

4 委託業務の内容

受注者は、青森県（以下「発注者」という。）が以下に定める内容に基づき、定められた期日までに業務を行うこと。

(1) 事業の全体調整

- ・ 事業目的の達成に向けて、事業プログラムや年間スケジュールの作成、業務全般の進捗管理を行うこと。

(2) 県内企業の公募・選定

- ・ 本事業に参加して課題解決及び新ビジネス創出に取り組む県内企業（以下「ホスト企業」という。）を募集するにあたっての募集要件の作成等。
- ・ 県内企業の応募促進及び県内事業者を対象としたオープンイノベーションの機運醸成等のためのセミナーやワークショップ等の開催
- ・ 応募者の中からホスト企業を選定するにあたっての審査に関する業務の実施
なお、選定するホスト企業数は3者以上とする。

(3) ホスト企業の提案内容の作成支援

- ・ (2)により選定されたホスト企業に対してヒアリング（オンラインを含む。）を実施し、ホスト企業のニーズに応じた県外企業等（以下「共創パートナー」）を募集するにあたり設定する条件や内容（ホスト企業が提供する経営資源、求める提案等）の作成

(4) 共創パートナーの公募・選定

- ・ (3)により作成した条件や内容に基づき、共創パートナーを公募
- ・ 応募者の中からパートナー企業を選定（ホスト企業1者に対し、原則共創パートナー企業1者）するにあたっての審査に関する業務の実施

(5) 伴走支援

- ・ ホスト企業と共創パートナーが、ビジネスプラン等の確立・実装をめざすにあたり、協議機会の設定や協議への参加による助言、進捗状況の確認などの伴走支援

(6) 成果報告会の企画・運営

- ・ 本業務の成果を発表する成果報告会の企画、開催及び運営

(7) 事業の実施体制の確保

- ・ 委託期間のすべての期間において、円滑な事業の遂行のため、県との連絡調整や事業の進捗管理等を行う総括責任者や担当者の配置

5 全体のスケジュール（想定）

令和6年5月	受託者決定
5月～6月	オープンイノベーションに係るキックオフセミナー等 ホスト企業募集
7月	ホスト企業決定 課題の明確化等のブラッシュアップ
9月	共創パートナー募集開始
10月～	ホスト企業と共創パートナーとのマッチング
10月～	事業共創開始
令和7年1月下旬～2月	成果報告会開催
3月	実績報告書の提出

6 全体の共通事項

本事業の実施にあたって、発注者は、青森県の地域経済社会の活性化に寄与する関係機関（イノベーション・ネットワークあおもり構成機関等）と本事業の周知等で連携を図るため、事業の進捗にあたっては発注者との情報共有に配慮すること。

7 業務完了報告

(1) 本業務完了後、令和7年3月21日（金）までに下記の書類を提出すること。

- ① 委託業務完了届 1部
- ② 業務実績報告書 1部及び電子データ

(2) 納品場所

〒030-8570 青森県青森市長島一丁目1番1号
青森県経済産業部 産業イノベーション推進課 技術振興グループ

8 業務の適正な実施に関する事項

(1) 個人情報保護

受注者が委託業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、青森県個人情報保護条例（平成10年12月青森県条例第57号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。本事業の実施に係る責任者を配置すること。

(2) 守秘義務

受注者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

9 知的財産権の取扱い

受注者は、本委託業務の実施のために必要な受注者が従前より有する知的財産権、あるいは第三者が有する知的財産権については、当該権利の利用にあたり支障のないよう書面により確認しなければならない。書面による確認がない場合に、以後何らかの問題が発生した場合は、受注者の責任により対処すること。

10 業務の一括再委託の禁止

受注者は、受注者が行う業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできない。ただし、業務を効果的に行う上で必要と思われる業務については、書面により発注者の承諾を得て、業務の一部を委託することができる。

11 その他

- (1) 本仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が発生した場合は、発注者及び受注者の協議により業務を進めるものとする。
- (2) 契約締結後、速やかに業務実施に係る計画書（実施内容、スケジュール等を記載）を作成し、発注者の承認を得ること。
- (3) 天変地異その他やむを得ない事由により仕様内容の一部が遂行できない場合は、委託料の額を変更するものとする。
- (4) 受注者が本委託業務において制作した物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに定める全ての権利を含む）及び所有権は、全て発注者及び参加事業者に帰属するものとする。